

提出書類一覧表

(1) 指定申請に関する書類				提出 部数
①	指定申請書	単独団体の場合	様式 1	正本 1 部 副本 12 部
		ジョイント方式により構成された団体の場合	ア 様式 2 イ ジョイント方式により構成された団体の構成員名簿兼委任状 (様式 3)	
②	広島市老人福祉センターの管理運営に関する事業計画書・実施計画書	管理運営に関する事業計画書・実施計画書 (様式 4-(1)、(2))		
③	指定管理実績調書	様式 1 7		

(2) 提案額に関する書類			提出 部数
①	管理運営に関する収支計画書及び積算内訳書	様式 5 及び様式 5 別紙 (別紙・収支計画書の提出方法を参照)	正本 1 部

(3) 申請者に関する書類			提出 部数
①	広島市が推進すべき施策に関する報告書	様式 6	正本 1 部
②	申請者の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類		
③	法人の登記事項証明書	3 か月以内に発行されたもの 法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類	
④	財務書類 (内訳)最近 3 事業年度における以下の書類 法人税申告書の写し (税務官署受付印のあるもの。ただし e-tax の場合は受信通知などが確認できること)、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュフロー計算書、附属明細書、会計監査人又は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書	組織規模等により、作成が義務付けられていない書類については、提出不要 申請者の発行済株式の 1 0 0 %を保有する親会社 (株式会社に限る。) がいる場合は、親会社の書類も提出	正本 1 部 副本 1 部
⑤	申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書	法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類	正本 1 部
⑥	団体の概要を記載した書類	ア 団体の概要 (様式 7) イ 役員名簿 (様式 8) ウ 設立趣旨、事業内容、役員名簿 (法人以外の団体にあつては、代表者又は管理人等の名簿)、従業員数、資本の額その他経営規模など申請団体の概要が分かるもの 申請者の発行済株式の 1 0 0 %を保有する親会社 (株式会社に限る。) がいる場合は、アイウ全ての書類について親会社の書類も提出	正本 1 部 副本 1 部
⑦	広島市税について、未納の徴収金 (納期限が到来していないものを除く。) がない旨の証明書	広島市長が発行する市税納税証明書 (3 か月以内に発行されたもの)	正本 1 部

⑧	法人税と消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書	税務署長が発行する納税証明書その3の3（法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明。3か月以内に発行されたもの）
⑨	障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用状況報告書の写し	障害者雇用状況報告書の作成義務のない団体については、様式9（基準日令和3年6月1日）を提出 ※ 障害者雇用状況報告書の作成義務のない団体で、障害者を雇用している場合は、障害者を常用雇用していることを確認することができる書類（健康保険証等及び身体障害者手帳等の写し）を提出（注意事項※4確認）
⑩	障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用納付金に係る申告書の写し及び納付が確認できる書類の写し	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構へ申告義務のある団体は、平成31年度分及び令和2年度分について写しを提出
⑪	障害者雇用計画書	障害者雇用状況報告書の作成義務のある団体のうち法定雇用障害者数を達成していない団体のみ提出。様式10
⑫	ISO14001の登録証の写し	該当する場合のみ提出（ただし、申請日において行政機関等に届出または認定等されており有効期限内のものに限る。）
	ISO14005の登録証の写し	
	エコアクション21認証・登録証の写し	
	次世代育成支援対策推進法に基づき策定した「一般事業主行動計画」の写し	
	次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主認定通知書」の写し	
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定した「一般事業主行動計画」の写し	
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「基準適合一般事業主認定通知書」の写し	
⑬	宣誓書	様式11
⑭	事業所調書兼実体調査同意書	様式16 ・本店に係るもの ・本店及び広島市内の代表的な事業所等に係るもの（広島市外に本店があり、広島市内に本店以外の事業所等がある場合）

提出に当たっての注意事項

- ※1 ジョイント方式により構成された団体については「(3) 申請者に関する書類」は構成員団体ごとに提出すること。
- ※2 指定期間の開始日までには他の団体と合併をしようとする団体については、合併後の団体を申請者とし、「(3) 申請者に関する書類」のうち、④から⑫までの書類は当該合併の対象となる団体ごとに提出すること。
- ※3 「(2) 提案額に関する書類」は別封筒に入れ1部提出すること。
- ※4 「(3) 申請者に関する書類 ⑨障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用状況報告書の写し」において、健康保険証等の写しを提出する場合は、住所、生年月日及び被保険者等記号・番号等は黒塗りの上、提出すること。